

○安曇野市事業用候補地等の情報の収集及び提供に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市内の事業用として利用見込みのある土地又は建物（以下「事業用候補地等」という。）を有効活用し、企業誘致や起業の場の創出を推進することにより、雇用の確保と市内経済の活性化を図るため、事業用候補地等の情報の収集及び提供に関する事務の適正な取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(概要)

第2条 市内の事業用候補地等を所有又は管理している者が、その物件情報を市に登録することにより、市は、当該情報を管理台帳に登録し、事業用地等の情報提供のために活用するものとする。

2 登録された物件のうち、第4条の2に規定する要件を満たす物件については、市のホームページに掲載し、広く周知することができるものとする。

3 市のホームページに掲載されない物件についても、企業等からの個別の相談があった場合には、必要に応じて個別に情報提供を行うことができるものとする。

(登録要件)

第3条 事業用候補地等として管理台帳に登録できる物件は、次の要件の全てに該当する土地又は建物とする。

- (1) 市内に所在している土地又は建物であること。
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）及び安曇野市の適正な土地利用に関する条例（平成22年9月30日安曇野市条例第28号）に基づき、事業用としての利用可能性のある土地又は建物であること。
- (3) 土地の地目又は現状が農地の場合にあっては、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）及び農地法（昭和27年法律第229号）に基づき、事業用としての転用見込みのある土地であること。
- (4) 事業用候補地等の情報を登録しようとする者（以下「申請者」という。）と当該事業用候補地等の所有者が同一でない場合にあっては、当該申請者は当該所有者から事業用候補地等の売買の仲介等の依頼を受けた不動産業者に限ることとし、かつ、情報登録について事業用候補地等の所有者の承諾を得ていること。
- (5) 当該事業用候補地等の売買の仲介等を不動産業者に依頼している場合にあっては、情報登録について当該不動産業者の承諾を得ていること。

(登録申請)

第4条 申請者は、事業用候補地等情報登録（変更）申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長へ申請するものとする。

- (1) 物件情報登録票（様式第2号）
 - (2) 関係図面
 - (3) 現況写真
 - (4) 前条第1項第4号又は第5号に該当する場合にあっては、承諾書（様式第3号）
 - (5) その他市長が必要とする書類
- 2 市長は、前項の規定による登録の申請があったときは、すみやかにその内容を審査し、登録の可否を判断する。
- 3 市長は、前項の規定により審査した結果、当該物件の登録を適当と認めたときは、管理台帳に情報を登録し、不適当と認めたときは、その理由を付して申請者に通知するものとする。
- 4 登録された物件のうち、市のホームページへの掲載については、第4条の2に定める要件に基づき、別途判断するものとする。

（ホームページへの掲載要件）

第4条の2 登録された事業用候補地等のうち、市のホームページに掲載できる物件は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 第3条の規定に基づき、管理台帳に登録されている物件であること。
 - (2) 申請者が掲載を希望していること。
 - (3) 土地の地目又は現状が農地でないこと。
 - (4) 安曇野市の適正な土地利用に関する条例（平成22年安曇野市条例第28号）第7条で定められた安曇野市土地利用基本計画に規定する開発事業の基準に適合していること。
- 2 市長は、前項の規定に基づき、ホームページへの掲載の可否を決定し、必要に応じて申請者に通知するものとする。

（変更申請）

第5条 申請者は、自己の登録物件に関し、申請内容に変更等が発生した場合、すみやかに事業用候補地等情報登録（変更）申請書（様式第1号）に変更にかかる必要書類を添えて、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、変更内容を審査し、管理台帳の内容を変更するものとする。
- 3 変更後の内容に基づくホームページへの掲載の可否については、第4条の2の規定に基づき判断するものとする。

（登録削除）

第6条 申請者は、自己の都合により登録物件を削除したいときは、市長にその旨を申し出ることにより登録物件を削除することができる。

- 2 市長は、登録物件として不適当と認めたときは、登録物件を削除することができる。登録物件を削除した場合は、その理由を付して、申請者に通知するものとする。

(免責事項)

第7条 管理台帳に登録する情報は、申請者から提供された情報をもとに作成するものであり、その内容の正確性及び完全性を保証するものではない。

- 2 市は情報提供を行うのみであり、物件の売買、賃貸、交渉その他の取引行為について一切関与しない。
- 3 契約等に関する一切の紛争等については、当事者間で解決するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年1月9日から施行する。